

年金の支給について
Q&A

Q. 現在64歳で、特別支給の老齢厚生年金を受給しながら再任用フルタイムで勤めています。来年もう一年働こうかどうか迷っています。加入制度によって年金の受給額はどのように変わりますか。
A. 年金の支給は、勤務形態によって下表のようになります。

勤務形態	共済組合における区分	年金制度の加入	年金の支給について						
			老齢厚生年金	経過的職域加算額	年金払い退職給付	加給年金	経過的加算額	老齢基礎年金	
再任用フルタイム	一般組合員	公立学校共済組合	賃金に応じて停止	全額停止	全額停止	老齢厚生年金が一部でも支給されれば全額支給	全額支給	全額支給	
再任用短時間	週31時間	短期組合員	厚生年金保険(日本年金機構)	賃金に応じて停止	全額支給				全額支給
	週19時間30分	共済非加入	加入なし	全額支給	全額支給				全額支給
育児休業代替職員	一般組合員	公立学校共済組合	賃金に応じて停止	全額停止	全額停止				
臨時的任用職員	短期組合員	厚生年金保険(日本年金機構)	賃金に応じて停止	全額支給	全額支給				
会計年度任用職員	短期組合員	厚生年金保険(日本年金機構)	賃金に応じて停止	全額支給	全額支給				

【支給停止額(月額)の求め方】

$$\frac{\text{※1 賃金の月額} + \text{※2 年金の月額} - 48\text{万円}}{2}$$

- ※1 賃金=勤務先で決定される標準報酬月額+(直近1年間の標準賞与額×1/12)
- ※2 「老齢厚生年金×1/12」の額。
経過的職域加算額及び加給年金額及び経過的加算額は計算の対象外。
- ※3 令和5年度の基準額です。

【共済組合加入者の年金】

平成27年9月までの組合員期間で算定	平成27年10月以降の組合員期間で算定	
経過的職域加算額(退職共済年金)	年金払い退職給付	3階部分
老齢厚生年金		2階部分
老齢基礎年金(国民年金)		1階部分

今年度末退職予定の方で貸付を受けている方へ

退職前に貸付金の全額繰上返済を希望の方

退職前に貸付金の全額繰上償還をお考えの方は必ず、**令和6年1月19日(金)**までに「**全額繰上償還申出書**」を共済組合までご提出をお願いいたします。

※全額繰上償還申出書は、**所属事務担当者**に依頼し、「**共済・互助会システム**」で作成してください。

退職時の貸付金(未償還金)について

退職時に貸付金がある場合は、退職手当から未償還元利金が控除されます。

手続きは、共済組合で行いますので、申請等は必要ありません。

※転出などにより公立学校共済組合から異動となる場合は、異動先により取扱が異なりますのでご注意ください。

なお、共済組合で異動先を確認でき次第、個別にご連絡をする予定です。

年度末退職予定者の方への年金・健康保険等に関する説明会を1月30日～2月1日にかけて開催いたします。(詳細は12月5日付の公共石第874号をご確認ください。)